



青梅市住宅マスタープラン

計画の実現に向けて

1 計画の推進体制

(1) 市民や関連団体の役割

住宅は、生活の基盤で個人の財産であると同時に、地域の環境を形成するものです。そのため、市民は、住まいづくりやまちづくりについて重要な役割を担うとともに、住宅や住環境を適切に維持管理し、地域の良い環境形成を行っていく必要があります。

また、住宅や住環境の形成に関わる関連団体等は、市が実施する住宅施策について理解するとともに、市との連携・協力体制の強化を図る必要があります。

(2) 市の役割

市は、住みよいまちづくりを推進し、良好な居住環境の形成を進めるため、総合的に住宅施策を推進します。

市民や関連団体等に対し、住宅施策に関する情報を適切に発信するとともに、市民や関連団体等との連携体制づくりに努めます。

また、住宅に関する分野は、福祉や都市計画、環境など多岐にわたることから、庁内の連携体制をさらに強化・充実させ、総合的な施策の推進を図ります。

(3) 国や都などとの連携強化

市だけでは解決できない課題に取り組むため、国や東京都等の関係機関との連携を強化し、住宅施策を推進します。

2 成果指標

本計画の達成状況を把握するため、次のとおり成果指標を設定します。

施策評価の際には、その時点で得られる指標（数値）をもとに評価し、目標達成に向けた取組体制や実施内容の見直しを行うとともに、社会情勢の大幅な変化による影響が見られる場合は、指標の見直しを行うものとします。

(1) 「ひと」市民の誰もが安心して暮らせる住まいづくり

No.	項目		現状	⇒	目標
①	子育て世帯の誘導居住面積水準以上の割合	子育て世帯（構成員に18歳未満の者が含まれる世帯）における誘導居住面積水準以上の割合の増加を図ります。	35.1% (平成30年) <住宅・土地統計調査>	⇒	50% (令和10年)
②	高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率	高齢者等のための設備（手すりの設置、またぎやすい高さの浴槽、廊下などが車いすで通行可能な幅、段差のない屋内、道路から玄関まで車いすで通行可能、のいずれかを満たす）がある住宅ストックの割合の増加を図ります。	46.1% (平成30年) <住宅・土地統計調査>	⇒	75% (令和10年)
③	サービス付き高齢者向け住宅の供給量	高齢者の多様な住まいなどの立地状況を踏まえた適正な供給を誘導します。	35戸 (令和元年度)	:	120戸供給 (令和2～7年度) <独自集計>
④	最低居住面積水準未満率	最低居住面積水準未満の世帯について、早期の解消を図ります。	7.2% (平成30年) <住宅・土地統計調査>	⇒	早期に解消

(2) 「すまい」いつまでも住み続けられる住まいづくり

No.	項目	現状	⇒	目標
①	住宅の耐震化率 住宅の安全性を確保するために、新耐震基準に適合する住宅の増加を図ります。	78.3% (平成 26 年度)	⇒	概ね解消 (令和 7 年度) 耐震改修促進計画 (国・都・市)
②	既存住宅のリフォーム率 住宅ストックを有効活用するため住宅の質の向上を図ります。	23.7% (平成 25 年)	⇒	26% (令和 10 年) <住宅・土地統計調査>
③	一定の省エネ対策を講じた住宅ストック率 住宅の省エネ化を推進し、二重サッシまたは複層ガラスの窓を備えた住宅ストックの増加を図ります。	28.9% (平成 30 年)	⇒	40% (令和 10 年) <住宅・土地統計調査>
④	空き家率 空家等対策計画にもとづく総合的な空き家対策への取組みを推進し、空き家の増加を抑制します。	3.4% (平成 25 年度)	⇒	3.0% (令和 10 年度) <空家法に準じた実態調査>
⑤	長期修繕計画を作成しているマンションの割合	14% (令和元年度)	⇒	70% (令和 10 年度) <独自集計>
	上記のうち、計画が 25 年以上のもの割合	74% (令和元年度)	⇒	90% (令和 10 年度) <独自集計>

(3) 「まち」地域の特性を活かした住まい・まちづくり

No.	項目	現状	⇒	目標
①	住みやすさ 良好な住まい・まちづくりを推進するため、市政世論調査における「住みよいと思う」の割合を上昇させます。	64.8% (平成 28 年)	⇒	75%以上 (令和 10 年) <市政世論調査>